

連体詞とその語彙

甲斐陸朗

一 問題提起

辭書ハ、文法ノ規定ニ據リテ作ラルベキモノニシテ、辭書ト
文法トハ、離ルベカラザルモノナリ。

(大槻文彦著「言海」―「本書編纂ノ大意」)

國語辭典は、一般に、⑦見出し語、⑧表記、⑨文法事項、⑩意味、
⑪その他、の各事項が五十音順に配列されたそれぞれの単語について
示されている。⑫は平仮名または片仮名による単語の提示、⑬は
漢字や発音などの表示、⑭は品詞などの表示、⑮は意味及びその言
い換え語、⑯は語源、語種、反対語などの注記である。これを國語
学の領域でいうと、⑫は仮名遣論、⑬は文字論及び音韻論、⑭は文
法論、⑮⑯は意味論・語彙論、とそれぞれが関係している。

他方、國語辭典にどういふ単語をどの程度(範圍・量)に採択す
るかは、その辭典の規模・用途などを考慮に入れて、主として語彙
論の立場から行われている。つまり、辭書に個々の単語を掲載する
基準及び判断は語彙論が受けてもっている。しかし、単語が連語かな
どの認定は文法論に関係している。右に掲げた⑨文法事項は、単に
単語の品詞あるいはその下位の分類を示すだけではなくて、語とし
て辭書に載せる必要があるかどうかの判断をも示している。

冒頭に引用した「言海」編纂に関する一文は、辭書と文法との相
関のあり方を見事に指摘している。つまり、「言海」の文法は辭書
の語彙採扱及びその分類という具体的な言語研究としてあつた。語
彙論と文法論が辭書という車の両輪のように補助し合い、その間に
はすき間がなかった。

ところが、文法論は、今日では國語学の一領域として、辭書(具
体的な言語)から独立し、文法理論としての美しさを追究している。
そして、辭書は、単語認定などの基準を、語彙論ではなくて、文法
論に求めている。例えば、「単に」「単なる」という言葉が別の單
語であるか、またそれらが結局どの品詞に属するか、という問題で
言うと、現行の國語辭典は語の認定の基準を文法論に任せているた
めに、「単に」「単なる」を一語と見ず、「単に」は副詞、「単な
る」は連体詞という別個の認定を行っている。これは、文法論が語
彙論の領域を侵害しているのではないか、辭書の記述であるから、
単語の認定に語彙論的発想(「単に・単なる」を一語とする見方)
がもつと取り入れられていいのではないかと考えられる。

他方、國語辭書にしても文法書にしても、その総論を受けた各論
や細部においては、信頼すべき先行書を継承することがあり、その
結果として、國語辭典と文法書が対立したかの觀を呈することがあ

る。その例の一つに連体詞「たった」がある。例えば、市川孝氏は『岩波日本語6 文法I』（昭51・12）の「6 副用語」の中で、今、連体詞を比較的広範囲に認める立場に立って、もとなつてゐる形の上から類別してみると、だいたい、次のようになる。と前置きした上で、㉑(㉒)の六種を挙げてゐる。その中から(㉑)だけを引用してみよう。

(㉑) 「副詞(十動詞十助動詞)」から

たった(三人)、「た」だ」

さしたる(不便はない) (同書三三五ページ)

この、副詞「ただ」から連体詞「たった」が派生した、という見方は、橋本進吉「日本文法論」(『国文法体系論』所収、岩波書店)を初めとして、以下、刊行年順に講座名・辞典名だけを掲げると、「日本文法講座6」「国語教育辞典」(朝倉書店)、「続日本文法講座1」「口語文法講座6」「日本文法大辞典」「品詞別日本文法講座5」(一冊を除き、すべて明治書院刊)の該当項目に示されている。(なお、明治書院刊行の「講座現代語」「講座正しい日本語」は「たった」の記述がなく、「講座日本語の文法3」は「たった」を時枝文法によって体言と見ている。)

ところが、後掲の「国語辞書」に登録された連体詞「一覧」に明らかにように、国語辞典の大部分は「たった」を副詞としている。

「たった」は、一方では「たったそれだけ」「たったこれっぽち」のように、指示代名詞に「だけ」や「ほっち」の付いた形にかかり、他方では「たった百円」「たった三人」のように数量性名詞にもかかる。その点では連体詞に含めることもできるが、「たった

の百円」「たったの三人」のように、格助詞「の」を伴って同じかかり方をする。連体詞は体言にかかることだけを職能とする品詞であり、格助詞「の」も連体修飾語を作る格助詞である。「たったの」が連体修飾語であること、連体詞は助詞などの付属語を下接しないことなどから、「たった」は連体詞に入れることができなくなる。

①ただ笑うだけ ②ただ(㉑)それだけ ③ただ(㉒)三人(だけ)

「たった」には右の「ただ」の三用法の①が欠けている。「ただ」の限定の気持ち強調するために「たった」が派生したが、その結果として①の言い方だけができなくなった。「たった」と「だけ」との呼応性から見ても副詞に含める方が正当である。

さて、連体詞は、第三節で扱うように、その定義から見ても他の品詞とは大きな質差をもっている。本稿は、従来、文法論の立場から取り上げられてきた連体詞を、そこに含まれると見られている語彙の面から検討することになる。

二 連体詞とおぼしき語句

後掲の「国語辞書」に登録された連体詞「一覧」の求め方について簡単に述べてみたい。それは、次の五項目の手続きによつてゐる。

- ① 文法書・講座類などに連体詞として掲げられた語を抜き出す。
- ② 「広辞苑(第二版)」の連体詞を抜き出す。
- ③ 「辞書」に登録された連体詞(『品詞別日本文法講座5、連体詞・副詞』付載 資料1・B、鈴木一彦氏の調査)を右に加える。
- ④ 以上の語を、現在刊行されている七種の国語辞典で照合する。
- ⑤ 「広辞苑」を含めて辞書一種以上が連体詞と認めた語を掲げる。

「国語辞書に登録された連体詞一覧」

辞書	語句	新編国語辞書	国語大	学研大	岩波国語辞書	角川国語辞書	新明解国語辞書	広辞苑
合計		○	○	○	○	○	○	○
1	ああい							
1	あおした		○					
8	あくる (明)	○	○	○	○	○	○	○
4	あたら (可借)		○	○				
2	あたる (当)	○						
3	あつたら (可借)		○					
8	あの	○	○	○	○	○	○	○
3	あまつ (天津)		○					
6	あらぬ	○	○	○	○	○	○	○
8	あらゆる	○	○	○	○	○	○	○
4	ありし	○		○				
1	ありつる							
2	ありとあらゆる	○						
3	ありとある	○	○					
8	ある (或)	○	○	○	○	○	○	○

辞書	語句	新編国語辞書	国語大	学研大	岩波国語辞書	角川国語辞書	新明解国語辞書	広辞苑
合計		○	○	○	○	○	○	○
2	あるべき	○						
4	あんな	○	○					
1	いかな (如何)							
8	いかな (如何)	○	○	○	○	○	○	○
8	いかなる (如何)	○	○	○	○	○	○	○
2	いける (生)				○			
1	いたらない (至)	○						
4	いたらぬ (至)	○	○					
6	いな (興)	○	○	○	○	○	○	○
3	いにし (往)		○	○				
1	いらぬ (要)							
6	いろよい	○	○	○				
7	いろんな	○	○	○	○	○	○	○
8	いわゆる	○	○	○	○	○	○	○
3	いんじ (往)	○						
1	うちつ (内津)							

うみの(実)		○									1
えもいわれぬ		○									1
おおいなる(大)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
おおきな(大)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
おかしな		○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
おきつ(沖津)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
おそるべき(恐)				○							3
おなじ(同)	○			○							4
おもな									○		1
オソリー		○									1
がい(駭)		○		○							2
がいな(駭)	○										1
かかゝる(斯)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
かくたる(確)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
かくの(斯)			○								1
かすならぬ(數)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
かすの	○	○									1
かの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8

きたる(来)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
くさった(腐)											1
くしき(奇)		○									4
くだらぬ(下)				○							2
くだんの(件)										○	1
くにつ(国津)			○								1
けな(異)	○								○		2
こういう									○		1
こういつた									○		1
こうした									○		2
ここな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
こころある(心)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
こな(此)	○										2
この(此)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
こん(此)	○	○							○		4
こんな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
さあらぬ										○	4
さく(昨)										○	1

辞書	語句	廣辭苑	新明解	角川国	岩波国	学研大	日国大	新潮国	講談社	合計
	さすがの								○	1
	さしたる	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	させる	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	さらい(再来)								○	1
	さらぬ(然)			○		○	○		○	4
	さらぬ(避)			○				○	○	2
	さりぬべき								○	1
	さりぬる	○					○			2
	さる(去)	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	さる(然)	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	さるべき								○	1
	さんだる(惨)								○	1
	さんぬる(去)	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	しかるべき			○					○	2
	じつの(実)			○	○	○	○	○	○	6
	シヤはんの(濫觚)								○	1

辞書	語句	廣辭苑	新明解	角川国	岩波国	学研大	日国大	新潮国	講談社	合計
	しゆたる(主)		○	○		○	○	○	○	6
	しんの(真)		○		○				○	3
	すとんだ	○					○			2
	すぶの		○	○						2
	せいなる(聖)		○	○					○	3
	そういう		○				○		○	3
	そういった						○			1
	そうした		○	○			○		○	4
	そごな		○	○		○	○	○	○	6
	そしらぬ		○			○	○	○	○	4
	そ の	○	○	○		○	○	○	○	8
	それなる								○	1
	そん な	○	○	○				○	○	5
	たいした	○	○	○		○	○	○	○	8
	たいじん(対人)								○	1
	だいそれた	○	○	○		○	○		○	7

たいにち (対日)										○	1
だいの (大)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
たかが			○								1
た だ (徒)										○	1
た だ (唯)					○					○	2
ただならぬ (音)			○							○	3
た っ た										○	1
だれしらぬ										○	1
たんなる (單)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
ちいさな (小)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
ちよくな (直)		○	○								2
ちよつとした		○	○								2
つまらぬ				○						○	2
とある	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
と う (当)				○							1
ど う (同)				○						○	2
ど う いう										○	3
ど う いった										○	1

とうがい (当談)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
どうした								○			1
とうの (当)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
とおつ (遼津)			○					○			2
ときならぬ (時)			○							○	3
ど の	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
と ん だ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
ど ん だ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
ながの (長・永)		○			○	○	○	○	○	○	4
な き (亡)			○		○	○	○	○	○	○	4
な じ ょ う	○				○	○	○	○	○	○	3
なだたる (名)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
なにおう (名・負)		○									1
なにしおう (名・負)		○									1
なんじょう	○							○	○	○	3
なんたる (何)	○				○	○	○	○	○	○	5
なんの (何)		○								○	3
のこんの (殘)		○									1

辞書	語句	合計	講談社	新潮国	日国大	学研大	岩波国	角川国	新明解	広辞苑
のっぴきならぬ		1	○							
はれの(晴)		1	○							
びょうたる(渺)		3	○	○	○	○				
ひよんな		8	○	○	○	○			○	
ふゆざれた(冬)		1							○	
ほん(本)		1		○						
ほんの(本)		8	○	○	○	○			○	
みはてぬ(見果)		3		○					○	
みよう(明)		1		○						
みよう(明後)		3	○						○	
むりからぬ		5	○	○	○				○	
もってうまれた		2	○						○	
もってまわった		1							○	
ちと(元)		2		○					○	
ものの		4	○	○	○					
よからぬ		1	○							

辞書	語句	合計	講談社	新潮国	日国大	学研大	岩波国	角川国	新明解	広辞苑
よく(翌)		2	○							
よの(余)		1	○							
れいの(例)		4	○	○	○	○				
ろくな		2	○							
わが(我)		8	○	○	○	○	○	○	○	○

	旧版	削除	追加	新版
角川	65	1	7	71
明解	102	23	6	85

れている。

右の⑦⑧の括弧に示した数量は、『広辞苑』は別として、その辞書に登録された連体詞の総量ではない。⑨は、携行に便利である

⑦広辞苑 第二版 (50) ⑧新明解国語辞典 第二版 (85)
 ⑨新版 角川国語辞典 (71) ⑩岩波国語辞典 第二版 (54)
 ⑪学研国語大辞典 (68) ⑫日本国語大辞典 (67)
 ⑬改訂 新潮国語辞典 (50) ⑭講談社国語辞典(文庫版) (110)
 ⑮に掲げた「辞書に登録された連体詞」は、『明解国語辞典』と『角川国語辞典』における連体詞を調べたものである。それらを旧版とし、右掲の⑦と⑧を新版とする。その差異は上掲の表のとおりである。『明解』の削除二三例は連語などに改められており、連体詞という品詞の不鮮明な性質がここに示さ

こと、また連体詞の数が他より多そうだという予想もあって、ある程度頁を練っている。『日本国語大辞典』の連体詞は「国語展望」(昭54・9)によると全一八六例である。④に掲げた六七例はその三分の一の数量に過ぎないが、残り約三分の二の用例は地方語のよりに一般的でないものが大部分を占めるようである。

さて、次の表は、「国語辞書に登録された連体詞一覧」をもとにして、用例ごとに登録した辞書の冊数を整理したものである。つまり八冊すべてが連体詞として登録した用例は二六例、一冊だけが登録した用例は四八例で、他は中間に散在している。そのばらつきが連体詞のむずかしさを示している。

辞書冊数	8	7	6	5	4	3	2	1	合計
用例数	26	5	9	8	17	18	25	48	156

三 連体詞の定義

連体詞ハ、単独デ体言ヲ修飾スル用法ダケヲモツ品詞デアル。
右の連体詞の定義をかみくだくと、次の六項目に細分される。

- ① 連体詞は、品詞の一つである。
- ② 連体詞は、単語である。連語でもなく語構成要素などでもない。
- ③ 連体詞は、体言を修飾する用法だけをもつ。
- ④ 連体詞は、文中にあつて常に単独で文節となる。付属語を伴うことはなく、被修飾語になることもない。
- ⑤ 連体詞は、活用をもたない。
- ⑥ 連体詞は、他の各品詞に見られるさまざまの用法をもたない。

その①は、連体詞が文法上の分類規定によるということである。

語彙論から言えば、例えば「広辞苑」は約二〇万項目中の五〇語、「日本国語大辞典」は約四五万項目中の一八六語であり、その占める比率は僅少である。ただ「広辞苑」の五〇語を、日常の言語生活における使用率で見れば、連体詞の価値は低くない。しかし、連体詞という品詞を立てるのは、そういう語彙論的観点からではない。

その②は、単語とは何かという、欧米語では自明な規定が、日本語では、特に連体詞では問題になることを表している。連体詞は、単純語、派生語、複合語に分かれるが、いずれも他から転成した語であり、その熟語としての、あるいは転成としての度合いが問題になつてくる。他方、文中で常に体言を修飾するということから、派生語としての体言を作る接頭辞とどこで区別されるか、漢語構成要素とどのように識別できるか、などが問題になつてくる。

その③は、連体詞が、常に連体修飾語となり、決して連用修飾語などにはならないことを表している。

その④は、連体詞が接統詞及び感動詞と同じく、文中にあつては、常にそれだけで一文節になる、ということを表している。副詞は下に「の」などを伴って連体修飾の用法に転ずることがあるが、連体詞はそのように格助詞を伴うこともないし、また、例えば程度副詞などの語によって修飾・限定されることもない。

その⑤は、連体詞が文語型の形容動詞連体形とどこで区別されるかの問題に関係している。すなわち、国語辞典類が収載している現代語とはどういう言葉なのか、ということが問題になつてくる。現代語を貫いているのはいわゆる口語文法であつて、現代語と文語文

法とは直接的な関係がない、という見方ではなくて、現代の言語生活で事実として行われている現代語の文法という見方によると、文語型活用の形容動詞を立てることが必要になる。例えば「単に・単なる」の「単なる」は前掲八種の辞典が残らず連体詞に登録してあるが、仮にこれを不完全活用型の形容動詞とする見方を採用すれば、一五六語の連体詞はかなり数を減らすことができるし、その品詞としての特質も簡明なものに一步近づけることができる。

最後に、その⑩は、連体詞が、顕著な構文上の働きなどによって各品詞を指定した残りものであるという性質上、それが否定的に把握されるといふ問題である。例えば、主語にならない、述語にならない、用言を修飾しない、接続の機能をもたない、などのように否定的な言辭によって規定される。しかし、「体言を修飾する」は別にして、否定的に表現される連体詞の規定が個々の具体的な語の認定にどれほどの有効性をもつかは疑問である。そこで、以下、一覧表に掲げた各語をいくつかの観点から検討してみたい。

四、連体詞に含まれる語の考察

八種の国語辞書が残らず連体詞に登録した語は次の二六語である。

① 明る	⑥ いかなる	⑩ 来たる	⑬ さんぬる	⑰ どの
② あ	⑦ いわゆる	⑪ この	⑭ さんぬる	⑱ とんだ
③ あらゆる	⑧ 大きな	⑫ さしたる	⑮ たいした	⑲ 名だたる
④ 或る	⑨ 斯かる	⑬ させる	⑯ 単なる	⑳ ひよんな
⑤ いか	⑩ かの	⑭ 然る	⑰ とある	㉑ ほんの
				㉒ わが

この二六語中には、どうしても連体詞という品詞を立てて、そこに所属させる必要のある語類がある。「あの・この・その・どの」「あらゆる・いわゆる」「或る・とある」「とんだ・たいした」などがそれである。「さんぬる・斯かる・さしたる・させる・然る」などは文語的文脈の中で用いられるので、単語か連語かの区別は口語文では困難である。また、それ以外の語にもさまざまな問題がある。そこで、連体詞という品詞を廃止しようとする立場ではなく、保有する立場に立って、一覧表に掲げた一五六語を検討してみたい。

1 語であること

(1) 語構成要素でないこと

(i) 該・昨・再来・対人・対日・当・同・当該・本・明・明後・翌
これらは単語であるか漢語構成要素であるかが問題になり、単語であると見る場合には、名詞であるか連体詞であるかが問題になる。例えば、昨日・昨年の昨は、昨日などという使い方があり、昨日と昨日では、昨の次にポーズを置くかどうかの違いがある。昨日はそれで一単語であり、その昨は漢語を構成する要素と見る必要がある。昨日は、昨日スナワチ九日の意味の複合名詞と言うことができる。(i)には音読みの漢字を挙げているが、その中には、昨・翌のように訓読みに類する響きのものがある。それは、元首相・元校長の元(モト)という訓読みの語と通じる働きをもつ。元校長・前校長・現校長は、その中間に「の」を挿入すると、元校長はそのままモトノ校長と言えるが、前校長は前を訓読みにして初めて格助詞を挿入ことができ、現校長は現を現在などに言い換えないと不可能である。つまり、元(モト)は現・前と違ってそれだけで単語

であるとすることができる。しかし、「元」は「元は・元の・元に」などのように格助詞を伴い、主語や連用修飾語などにもなりうるの
で、連体詞でなくて名詞であると見なければならぬ。

(i)に掲げた各語は八種の辞書の一〜三種が登録したにとどまるが、
例外として「当該」は五種もの辞書が登録している。当該は、当該
事件↓当該の事件、のように中間に格助詞「の」を挿むことができ
る。これは、当事件↓当の事件、と同じである。しかし、「当の」
は、当の本人・当の真相、当の太郎は、などのように「当」よりも
その使用範囲が広く、下が漢語でなくてもよい。それに対して当該
は、当該の問題↓当該問題、のように「の」の有無と上下の結合範
囲とに違いが見られない。「当該」は名詞と見るべきである。

以上、(i)に掲げたものが漢語構成要素あるいは名詞であり、連体
詞に登録することが不適切であることを検討した。

(ii) 天津・内津・沖津・国津・遠津

これらは、例えば、天津乙女・天津羽衣、沖津白鳥・沖津小島な
どのように固定して使われる複合語の一部であり、現代語において
は、これ以上に発展・応用を望むことのできないものである。右の
複合語を、古語意識を働かせて二語とし、その上の語を連体詞に登
録する必要はない。仮に天津乙女などを文法的に見て連語と見た場
合、それを更に細分することは現代語の範囲を越えてしまう。

(2) 連語・慣用句などでないこと

(i) ああいう・ああした・こういう・こういった・こうした・そう
いう・そういった・そうした・どういう・どういった

(ii) ありとあらゆる・ありとある

(iii) あるべき・おそるべき・さりぬべき・さるべき・しかるべき

(iv) ありし・ありつる・いにし・いんじ・さりぬる・さんぬる

(v) えもいわれぬ・だれしらぬ・なにおう・なにしよう・もってう
まれた・もってまわった

一覧表には、連語あるいは慣用句とも解される語句が含まれてい
る。それらの一部を右に五つの形式に分けて掲げてみた。これらを見
ると、文法論からは、これらは一体単語であるか、という疑義が
示されるであろうし、語彙論からは、それが単語であるか連体詞で
あるかは別にして、類似した語句を更に拾い上げよ、という注文が
出されるであろう。つまり、右の(i)~(v)に代表される語句は、それ
が連体詞であるかの問題以前に、単語と見ることができかねるなど
いう問題があるわけである。

(i)は「ああ・こう・そう・どう」に「いう・いった・した」を掛
け合わせた一二通りの言い方ができるはずであるが、その中の一〇
通りが登録され、「ああいった・どうした」が登録されていない。

(iii)と(iv)は文語型助動詞連体形が下接した形の語句である。この中
で、「いんじ」と「さんぬる」は語基に音韻変化が見られるので單
語としては熟合している。しかし、現代語であるかは問題である。

2 体言だけにかかること

(1) 「の」の形以外に「に」などの形をもつもの

一覧表には、「あの・この・かすの」のように「の」の形にな
る語句が二四例ある。その中には「に」の形に換えてもその意味
に大きな違いの生じないものがある。例えば「じつの・ほんの」は

「じつに・ほんに」に改めるとその表す意味にも違いが生じる。しかし、「さすがの・しんの」は「さすがに・しんに」とその意義が同じであり、ただ体言に続くか用言に続くかという用法が違うだけである。その違いで品詞に分類すると、「さすが」の場合、「さすがに」は副詞、「さすがの」は連体詞になる。加えて「さすが／＼」という感動詞があり、更に「さすがだ」という述語の用法は形容動詞になる。つまり、「さすが」という語基に「だ・に・の・／＼」が付いて四つの品詞ができるという不経済な分類になる。逆に、「さすがだ」という形容動詞を立てて、「さすが、さすがに、さすがだ、さすがが、さすがの」を語幹及び各活用形と見る方が簡単になる。

(2) 「いぬ」の形をもつもの

一覧表には、「あらぬ・いたらぬ・いらぬ」など「いぬ」の形をもつ語句が一五例見られる。これらは、「あらぬ」などは別にして、国語辞書でカラ見出しになっているものが多い。例えば「いたらぬ」は連体詞とだけ記され、意味などは形容詞「いたらぬ」に回されている。辞書の中には「いたらぬ」をその用法から連体詞に登録しているものがあるが、これは形式よりも用法を重んじた分類である。「いたらぬいぬ」を、「つまらない・いらぬ」などと同じく形容詞と見るなら、「いたら(ん)・つま(ん)・いら(ん)」もまた、口語形容詞の連体形に所属させることが考えられる。

3 他の品詞との関係

(1) 文語形容詞連体形との関係

一覧表には「いかなる・おおいなる・かくたる・さんたる・たんなる・びょうたる」など文語では形容動詞連体形になるべき語句が

見られる。これらは現在、「いかに・おおいに・たんに」は別にして、連用形や終止形など各活用形の用法がすたれて、ただ体言修飾の連体形の用法だけが残っているものである。そういう意味で言えば連体詞に登録できないが、「さんたる・びょうたる」などのようにすでに現代語としては通用しにくい語も含まれている。しかも、これらは形容動詞的性質——程度副詞の限定を受ける、もの性質や状態などを表すなど——をもっている。

連体詞は今後、体言修飾の用法だけをもつ点で規定するのではなく、第五節で少しく取り上げるように、表現機構的な面からの規定が望まれる。例えば、表現上の機能などから捉えた語彙の低位分類も必要になってくる。そういう将来を先取りした見方で言えば、右に掲げた語群は、なお、形容動詞連体形に配属させたい。つまり、不完全活用型の形容動詞と見るのである。

次に、「いぬ」の形をとる⑦「いかながな・いかな・がいな・ちよくな・ろくな」、⑧「ここな・そこな」、⑨「あんな・こんな・ひよんな・どんな」、⑩「おおきな・ちいさな」、⑪「いろんな・ひよんな」は、連体詞として見ると、それぞれ問題点をもっている。⑦と⑧は文語的な語であり、「いぬ」との関連で扱う必要がある。⑨は口語形容動詞「あんなだ」などの一用法、そして、⑩は口語形容詞の連体形に「いぬ」が混入した形と見ることが出来る。⑪の二語は程度副詞による限定を受けることがある。

(2) 副詞との関連

一覧表には、副詞と関係する連体詞として、(i)「いぬ」と「いぬ」の両形をもつ「しんの・ほんの」など、(ii)「いぬ」あるいは「いぬ

る」と「くぬ」の両形をもつ「いかな・いかなる・ろくな」など、(iii)用法の上で区別される「ただ・たった」などが見られるが、それらはすでに問題として取り上げた。結局、これらは、副詞に還元するもの、形容動詞として両類を解消するものに二分される。

(3) 形容詞連体形

一覧表には、「いろよい」「いたらない」の二語が見られる。これについては、第2節の(2)「くぬ」の形をもつもので取り上げ、例えば「いたらぬ(ん)」などを形容詞連体形に含めることを述べた。この「いろよい・いたらない」は、他の活用形の用法がすたれて、主として休言を修飾する用法だけが残存している語である。しかし、これらは、下に付属語を伴なうことがあるし、上に程度副詞を冠せることができる。また、「いろよい」は「色好い↓返事・応答」などのように限定された語だけを修飾するので、「色・好い」と二分し、その「色」の意味を派生的意味として捉えられもする。これらは、文法論の立場、特にその活用形の衰退・残存の面から連体詞に入れられるわけであるが、辞書登録の場合は、すでに述べたように語彙論の立場を組み入れる必要がある。

以上、他の品詞との関係として、形容動詞、副詞、形容詞という三つの品詞のそれぞれに関係する語彙を取り上げた。これらは、それぞれの品詞の活用形や用法などに抵触するので放出され、結果的に連体詞に入れられたものである。そして、その場合、連体詞という品詞性は、休言修飾以外の何も考慮に入れられてはいない。

4 述語・被修飾語などの用法をもたない

(1) 述語にならない

一覧表には、「あんな」類、「つまらぬ」のように「くぬ」の形をもつ類、「どうした」類、などのように、主に休言修飾に用いられるが、述語の用法をもつものが見られる。例えば「どうした」は、「どうしたのか」「どうしたの」「どうした？」などのように少しずつ意味・用法の違う言い方ができるが、そのどこまでを連体詞とするかは問題である。「あんな」類が述語に立つ場合は「あんなだ」の形で用いられる。また、「つまらぬ」類は、休言修飾の場合でも述語に立つ場合でも、上に程度副詞を冠せることができる。そういう意味で、右に掲げた語類は連体詞から除外する必要がある。なお、「あんな」類、「くぬ」類の処遇はすでに述べたとおりである。「どうした」は、「どういう」「どういった」などと共に単語ならざる連語と見るのがいいのではないかと思われる。

(2) 休言以外の語を修飾しない

一覧表には程度量を表す語句として、例えば「ほんのちよっと」「ほんのわずか」の「ほんの」がある。「ほんの百円」は「たった(の)百円」と同じ用法であり、「ほんの出来心」はまさしく休言修飾の用法であるが、それ以外に右に掲げたように副詞あるいは連体詞にかかる程度副詞の用法がある。そういう意味で、「ほんの」は、連体詞ではなく副詞に含める方が適切になってくる。

(3) 被修飾語にならない

一覧表には、例えば「まことに・実に」などの程度副詞の限定を受けるものが少なくない。それらは、(i)形容動詞連体形に還元されるもの、「いかなる・かくたる」など、(ii)形容詞連体形に還元されるもの、「いかなる・かくなる」など、(iii)形容詞連体形に還元されるもの、「いらない・つまらぬ・おおきな」

など、(iii)用言に助動詞が下接して慣用語化した連語（「おそるべき・だれしらぬ・むりからぬ」など）に分けられる。

これらは、連体詞を定義どおりに解すると、そのすべてが、「被修飾の用法をもたない」という点で問題になってくる。しかし、それらの語句を連体詞に含めるために連体詞の定義を緩める、あるいは例外的な用法を認めることなどは避けなければならない。

五 結 論

以上、国語辞書に登録された連体詞を、四つの観点を設けて検討し、形容動詞、形容詞、副詞、名詞、連語などの各語句、あるいは接辞・漢語構成要素などに還元することを試みた。その操作の後、一覽表の語句は大幅に削減し、一五語程度が残るにとどまる。それらを、次に、語形中心に六つに分けて掲示してみよう。

- (1) あの・かの・この・その・どの
- (2) 或る・とある・明くる・来たる・去る
- (3) あらゆる・いわゆる
- (4) とんだ・たいした
- (5) 当の・大の
- (6) わが

なお、八種の国語辞典のすべてが連体詞に登録した語で右から除いたものは、次の一二語である。

- (7) かかる・さしたる・させる・然る・さんぬる
- (8) いかな・いかなる・なだたる

(9) おおきな・たんなる・ひよんな・ほんの

これらの語は、(7)及び(8)が文語的であり、(8)及び(9)が他の品詞への戻入を適切とするものである。もし、(1)～(6)に無理に加えるとしても、本来、古語として扱うのが適切な(7)の五語に限られる。

さて、(1)～(6)の一五語に共通する性質、つまり、連体詞の品詞性は、第三節に挙げた①～⑥に加えるものとして、次の二項目が求められる。

⑦ 連体詞は、文頭あるいは句（連文節）の初めに位置することが多い。

⑧ 連体詞は、状況、文脈、現場などの設定・指示の意味で使われる。

△付記▽ 本稿は、昭和五四年六月に、渡辺実氏を中心とする副詞研究会（六月例会）の発表のために作成した原稿を骨子とする。

渡辺実、玉村五郎、前田富祺、仁田義雄、小矢野哲夫の各氏には貴重なご助言を頂いた。又、本稿は「連体詞とその語彙指導」という主題の下に書き改め、昭和五四年八月の広島大学国語教育学会で口頭発表をした。発表に際し、野地潤家、大槻和夫、奥田邦男、永尾章曹の各氏にはさまざまのご援助・ご意見を頂いた。記して、各氏に謝意を申し上げる次第である。

（愛知教育大学助教授）